

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用指図者」です。

第 22 講 「運用指図者」

（確定拠出年金法第 15 条 2018 年度版条文集 P32 ほか）

「運用指図者」とは、資産の運用のみを行い、その者について事業主や本人が掛金を拠出しない者のことです。運用指図者に関する規定としては、確定拠出年金法第 2 条（定義）、第 15 条（企業型年金運用指図者）、第 64 条（個人型年金運用指図者）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 2 条をみてみましょう。

第 2 条は、確定拠出年金法における用語の定義に関する規定です。このうち、第 9 項に企業型年金運用指図者、第 11 項に個人型年金運用指図者が定められています。いずれもほぼ同じ内容であり、運用指図者とは、加入者以外で個人別管理資産の運用の指図を行う者であることが定義づけられています。ただし、どのような者が運用指図者となるのかという点は、企業型年金と個人型年金で異なります。

企業型年金の場合は、確定拠出年金法第 15 条第 1 項により、以下の者が運用指図者となります。

- ① 60 歳以上で退職したことにより、企業型年金加入者資格を喪失した者（企業型年金規約において 60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢に達したときに加入者資格を喪失することが定められている場合）
- ② 60 歳（企業型年金規約において加入者資格を喪失する年齢が 60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢である場合は当該年齢）に達したことにより、企業型年金加入者資格を喪失した者
- ③ 当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権者であって、企業型年金加入者資格を喪失した者

これに対し、個人型年金の場合は、確定拠出年金法第 64 条第 1 項、第 2 項により、以下の者が運用指図者となります。

- ① 個人型年金加入者の資格を以下の事由により喪失した者
 - ・ 60 歳に到達した
 - ・ 国民年金の保険料を免除・猶予された
 - ・ 企業型年金の加入者となった（企業型年金規約で、個人型年金に加入できる旨の定めがある場合を除く）
 - ・ 農業者年金の被保険者となった
 - ・ 国民年金の被保険者の資格を喪失した（海外に住所を有するに至った場合など）
- ② 個人型年金加入者であって、運用指図者となることを申し出た者
- ③ 企業型年金加入者の資格を喪失した者であって、運用指図者となることを申し出た者

このように、企業型年金の場合は運用指図者の対象者が原則として 60 歳以上の者に限定されるのに対して、個人型年金の場合は 60 歳未満の者も含まれ、また、企業型年金から個人別管理資産を移換して運用指図者となることもあるなど対象者の範囲が広がっています。これは、確定拠出年金では、原則として 60 歳まで給付を受けることができないため、加入者資格を喪失した場合でも運用を続けることが前提となっていることや、その一方で企業型年金は企業

年金としての性格をもつ制度であるため、加入者資格喪失後に運用指図者として運用を続けることができるケースが限られていることなどによるものです。

なお、運用指図者の資格を取得する日は、確定拠出年金法第 15 条第 2 項、第 64 条第 3 項により、加入者資格の喪失により運用指図者となる場合は加入者資格を喪失した日、申し出により運用指図者となる場合は申し出をした日となります。

また、運用指図者の資格喪失事由、資格喪失日は、以下の①～③です。

- ① 死亡したとき…その翌日
- ② 個人別管理資産がなくなったとき…その翌日
- ③ 企業型年金運用指図者が当該企業型年金の加入者となったとき、または個人型年金運用指図者が個人型年金加入者となったとき…その日

注) 個人型年金運用指図者が企業型年金加入者となったことに伴い、個人別管理資産を移換した場合は、③ではなく②を適用し、個人別管理資産がなくなったことにより、運用指図者の資格を喪失することとなります。

年金資産を自らが運用することや、60 歳まで給付を受け取れないことといった確定拠出年金の特徴をふまえれば、加入者のほかに運用指図者が設けられたことは制度上の必然といえますが、確定拠出年金法上、運用指図者のみを対象とする規定は、実はあまりありません。これは、運用指図者に適用される規定の多くは加入者にも適用されるからであり、加入者と運用指図者に共通して適用される事項（運用、行為準則など）については、条文では「加入者等」という用語で記載されることが多くなっています。条文集などで確認するときは、「加入者」なのか、それとも「加入者等」なのかに留意する必要があります。

なお「運用指図者」という用語が登場する数少ない規定としては、確定拠出年金法第 33 条（支給要件）があり、第 2 項で、通算加入者等期間に含まれる期間の一つとして、「企業型年金運用指図者期間」「個人型年金運用指図者期間」という記載があります。

今回は、「事業主の行為準則」です。

※記載内容は 2019 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。